

## 石綿含有仕上塗材に係る改正への対応について

## 許可品目に係る取扱いについて

- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、吹付け工法であるか否かにかかわらず、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」となりました（石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトを除く。）。
- また、石綿含有仕上塗材が高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」として取り扱うものとします。  
これに伴い許可証は、既に「石綿含有産業廃棄物」の記載がされている「廃プラスチック類」、「がれき類」及び「ガラ陶」と同様、「汚泥」に「石綿含有産業廃棄物を含む（除く）。」を記載することとします。

大気汚染防止法・石綿含有廃棄物等処理マニュアル改正後の  
産業廃棄物の区分（本市の運用<sup>※1</sup>）

廃棄物の種類	石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト	吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材（左記を除く。）	吹付け以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
改正前	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」 (変更なし)	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」 又は「ガラ陶」
改正後		産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」、 「ガラ陶」又は「汚泥 <sup>※2</sup> 」	

※1 本市では、産業廃棄物である石綿含有仕上塗材は、マニュアルに記載されている「がれき類」、「ガラ陶」の他に「廃プラスチック類」も該当するものとして取り扱っている。

※2 高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものが対象。